

別紙1

『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について(財務諸表等規則ガイドライン)の一部改正(案)に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則
改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について	新財務諸表等規則ガイドライン

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	記載事項(モデルの概要、価格決定変数及び対象となる金融資産の内訳)について、必要とされるレベル感、ボリューム感を具体的に示してほしい。	具体的な注記内容については、様々な「時価の算定方法」が想定されるため一概に申し上げることはできませんが、例えば、一般的に広く普及しているモデルを使用した場合の当該モデルの名称、モデルを用いて実際に算定する際のボラティリティ、利子率等の価格決定変数、対象となる金融資産の種類又は銘柄などを可能な範囲で記載することが考えられます。 いずれにしましても、それぞれの「時価の算定方法」における実情を踏まえつつ、財務諸表の利用者がモデルの概要等を理解するために有用な情報を適切に開示することが求められます。
2	金融商品会計では、自社における合理的な見積りが困難な場合には、ブローカー又は情報ベンダーが算定した価格を時価とすることも容認されているが、今回の改正による注記は、ブローカー等が算出した価格を採用している場合にも適用されるのか。それとも、あくまで自社において合理的に算定している場合に適用されると考えてよいのか。 仮に、ブローカー等が算出した価格を採用している場合においても適用になる場合には、ブローカーから算出根拠に関する情報開示を受けることが必須条件となるのか。この場合の具体的な注記の記載方法を示してほしい。 (理由)モデルの内容や価格決定変数に関するブローカーからの情報量については、理論価格を自社で算定する場合に比して少なくなると考えられ、自社算定時と同等の注記を行うことは困難となることが想定されるため。	理論値モデル又はプライシング・モデルを使用する方法に基づき算定された価格をブローカーから入手するなどして、それを「合理的に算定された価額」とした場合についても、このガイドラインが適用されます。 この場合の具体的な注記内容については、様々な「時価の算定方法」が想定されるため一概に申し上げることはできませんが、例えば、ブローカーから入手した価格を「合理的に算定された価額」とした旨、その理由、ブローカーが使用したモデルに係る概要などを可能な範囲で記載することが考えられます。 いずれにしましても、それぞれの「時価の算定方法」における実情を踏まえつつ、財務諸表の利用者がモデルの概要等を理解するために有用な情報を適切に開示することが求められます。
3	平成 22 年3月 31 日前に終了する事業年度に係る財務諸表についても、理論値モデル等を時価とした場合には注記を要するとあるが、例えば、従来から市場価格がないものとしてモデル時	新財務諸表等規則ガイドラインに記載のとおり、取引所又は店頭における実際の売買事例が極めて少ない金融資産や売手と買手の希望する価格差が著しく大きいものについて、理論値モデ

	価や業者時価を使用している店頭デリバティブ取引、証券化商品等は対象外と考えてよい。	ル又はプライシング・モデルにより合理的に算定された価額を時価としており、新財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-2の6(2)の注記が必要となるような場合には、平成22年3月31日前に終了する事業年度に係る財務諸表においても、追加情報として注記することが求められるものと考えます。
--	--	--